

小児救命救急センターの認定について

1 背景・目的

- ・ 国において平成 21 年 3 月より「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」で議論
- ・ 報告書において「小児救命救急センター」や「小児集中治療室（PICU）」の必要性を指摘
- ・ すべての重篤な小児救急患者が地域において必要な救命救急医療を受けられる体制の整備を目的に、平成 22 年度から「小児救命救急センター運営事業」等を創設
- ・ 以降、全国で小児救命救急センターを指定

他府県の状況（14か所 平成 29 年 11 月現在）

茨城県	筑波大学附属病院
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター
	埼玉県立小児医療センター
東京都	都立小児総合医療センター
	国立成育医療センター
長野県	長野県立こども病院
静岡県	静岡県立こども病院
愛知県	あいち小児保健医療総合センター
兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター
	兵庫県立こども病院
香川県	四国こどもとおとなの医療センター
福岡県	九州大学病院
熊本県	熊本赤十字病院
沖縄県	県立南部医療センター・こども医療センター

2 役割

- ① すべての重篤な小児患者の 24 時間受入れ（救急搬送及び他院からの転院）
- ② 超急性期に引き続き、急性期の高度・専門的医療の提供
- ③ 小児救急医療に関する人材育成
- ④ 小児救急搬送困難症例の積極的な受入（軽傷・中等症含む）

①～③は国「救急医療対策事業実施要綱」より抜粋、④は府独自

3 府指定方針

- ・ 救命救急センター・重症小児対応医療機関（2次）による現行体制で小児救急医療体制は一定確保できており、新たに小児救命救急センターを指定することで、府の小児救急医療体制が大きく向上するものではない
- ・ しかし、小児救命救急センターの指定により、人材確保、人材育成などのプラス効果が見込まれる
- ・ このため、小児救命救急センターを新たに整備・運営支援するのではなく、PICUなどの体制が整っているところを順次、指定していく
- ・ あわせて府全体の小児救命救急センターの必要数を検討する

参考：大阪府医療分野に関する専門家チーム会議（平成23年度）
「府域に3～4か所のPICUまたはそれに準ずる施設が必要」

4 認定基準

- ・ 国「救急医療対策事業実施要綱」の整備基準のうち必須項目を基本とし、上記2-④の搬送困難に関する基準を追記
- ・ 詳細は別紙参照

5 更新期間

- ・ 3年間ごとの更新
- ・ ただし本院（救命救急センター・救急告示医療機関）の直近の告示更新とあわせて更新

6 実施基準

- ・ 小児の赤1・赤2の傷病者の搬送先候補を「救命救急センター・重症小児対応医療機関」を「小児救命救急センター・救命救急センター・重症小児対応医療機関」とする